

業 務 委 託 設 計 書

							技術管理課		
設計	検算	照合	係長	課長					
業務番号 令和 0 8 年度			主 管 水道局技術部中部管理事務所維持係				設計 令和 08 年 07 月		
業務名 万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務							委託期間 契約締結の日から 日間 令和 09 年 03 月 05 日 まで		
履行場所 広島市中区加古町 6 番ほか 6 9 か所									
予算科目 (項)			業 務 委 託 金 額 (内訳) 保守委託費 金 円						
(目)									
(節)									

委託施工理由
本業務は、電気防食設備の正常な機能を維持するとともに、故障の発生を未然に防ぐため、
当該設備の保守点検を行うものである。

業務内容		
直流電源装置点検工	33 台	(2 回点検)
管対地電位測定工 (10 分間)	221 点	
管対地電位測定工 (3 分間)	15 点	
電位不良箇所対策調査 (新八幡川橋添架管左岸)	1 式	

本設計書の施工条件は積算参考のために表示するもので契約書では削除します。
広島市

本設計書の施工条件は積算参考のために
表示するもので契約書では削除します。
広島市

内 訳 表

(上段 : 前 回 下段 : 今 回)

費目・工事区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
保守点検作業					
直流電源装置点検工					
直流電源装置点検工					
	1	式			第 0001 号 明細書
管対地電位測定工					
管対地電位測定工(10分間)					
	1	式			第 0002 号 明細書
管対地電位測定工(3分間)					
	1	式			第 0003 号 明細書
電位不良箇所対策調査					
電位不良箇所対策調査 (新八幡川橋添架管左岸)					
	1	式			第 0004 号 明細書
直接人件費計					
直接物品費					
	1	式			

本設計書の施工条件は積算参考のために
表示するもので契約書では削除します。
広島市

内 訳 表

(上段:前 回 下段:今 回)

費目・工事区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
安全費					
	1	式			第 9001 号 明細書
交通費					
	1	式			第 9002 号 明細書
直接業務費					
保守委託管理費					
	1	式			
委託原価					
一般管理費等					
	1	式			
(内数) 契約保証費					
	1	式			
委託価格					
消費税等相当額					
	1	式			
保守委託費計					

本設計書の施工条件は積算参考のために
表示するもので契約書では削除します。
広島市

第 0001 号 明細書 直流電源装置点検工

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直流電源装置点検工 1 回目					
	33	台			
直流電源装置点検工 2 回目					
	32	台			
合 計					

第 0002 号 明細書 管対地電位測定工 (10 分間)

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管対地電位測定工 10 分間					
	221	点			
合 計					

第 0003 号 明細書 管対地電位測定工 (3 分間)

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管対地電位測定工 3 分間					
	15	点			
合 計					

第 0004 号 明細書 電位不良箇所対策調査 (新八幡川橋添架管)

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管対地電位測定工 24 時間					
	1	点			
仮通電試験					
	1	点			
土壤抵抗率測定					
	1	点			
Mg陽極健全性調査					
	1	式			
データ解析・電気防食装置検討					
	1	式			
合 計					

本設計書の施工条件は積算参考のために
表示するもので契約書では削除します。
広島市

第 9001 号 明細書 安全費

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員 A 昼交替無し (1 人)		式			
	1				
交通誘導警備員 B 昼交替無し (2 1 人)		式			
	1				
合 計					

第 9002 号 明細書 交通費

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
航路運賃 (宇品～似島) 旅客 大人 1 人		往復			
	2				
航路運賃 (宇品～似島) 自動車 (運転者 1 名含む) 3 m 以上 4 m 未満		往復			
	2				
航路運賃 (宇品～金輪島) 自動車 (同乗者運賃含む) 4 m 未満		往復			
	1				
合 計					

仕 様 書

1 適用

本業務は、広島市水道局委託契約約款により履行すること。

2 調査職員

(1) 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。
その者を変更したときも同様とする。

(2) 発注者が調査職員を置いたときは、この作業に関する請求、通知、報告、申出及び承認については、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

3 現場責任者

(1) 現場責任者は、保守点検の実務並びに総括、計画、立案及び指導等を行うことから、直接的かつ恒常的雇用関係のある者とする。

(2) 契約締結後、速やかに現場責任者通知書、雇用関係を確認することが出来る公的機関が発行した書類（健康保険証等）の写しを提出すること。

(3) 現場責任者を変更する場合は、変更理由を明確にし、速やかに変更書類を提出すること。

4 設計図書の点検

受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

5 委託業務実施計画書

(1) 受注者は、保守点検目的を十分把握したうえで委託業務実施計画書を作成し、契約締結後速やかに提出すること。

(2) 委託業務実施計画書の内容は、下記のとおりとする。

ア 作業内容

イ 作業手順

ウ 工程表（保守点検か所の順序がわかるものとする。）

エ 緊急連絡体制図（連絡先を明記すること。）

オ 作業の班編成と各種責任者

カ 使用機械・使用機器

キ その他調査職員が指示するもの

(3) 委託業務実施計画書の内容を変更する場合は、変更理由を明確にし、速やかに変更書類を提出すること。

6 局用地の立ち入り

受注者は、保守点検の実施にあたり局用地内に立ち入る場合において、原則として8時30分から17時15分の間とし、各所管と事前に協議しなければならない。

7 官公庁等への手続き

- (1) 受注者は、関係官公庁及びその他の関係者に対し緊密な連絡体制をとり、円滑に作業を行うこと。また、道路使用許可が必要な場合は、所轄警察署の許可を得ること。
- (2) 関係官公庁及び警察署等から別途指示がある場合は、それに従い作業を行うこと。

8 安全管理

- (1) 受注者は、安全対策に留意し、傷害、火災、その他事故発生を未然に防止するための適切な措置を講ずるとともに、労働関係諸法及びその他関係法令を遵守し、円滑に保守点検業務を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、保守点検の実施にあたり、地上並びに地下の既設構造物に損傷を与えないよう適切な処置を講じなければならない。
- (3) 本業務において、不審物を発見した場合は、『建設工事における「不審物」発見時の対応マニュアル』により適正に対処すること。

9 身分証明書等

- (1) 従事者への身分証明書の交付は、受注者の申請によるものとし、身分証明書の様式は下記のとおりとする。

(表)		(裏)
 写真	No. 〇〇 身 分 証 明 書 業 者 名 〇 〇 〇 〇 氏 名 〇 〇 〇 〇 上記の者は、吉ノ口橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務に従事する者であることを証明する。 有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 広島市水道事業管理者 公 印	注 意 事 項 1 本業務に従事する者は、この証明書を常に携帯しなければならない。 2 この証明書は、土地・建物の使用者若しくは管理者又は所有者等から請求があった場合には提示しなければならない。 3 この証明書は、他人に譲渡及び貸与してはならない。 4 この証明書は、本業務が完了後、直ちに返納しなければならない。

※ 大きさはB7とする。
書体はゴシック体とする。

- (2) 従事者は、受注者の制服、身分証明書を着用して業務を行うこと。
- (3) 身分証明書は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
- (4) 関係者から請求があった場合は、身分証明書を提示し、適切に対応すること。
- (5) 本業務完了後は、速やかに身分証明書を発注者に返納すること。
- (6) 従事者の変更がある場合は、速やかに身分証明書の交付申請及び返納を行うこと。

10 連絡体制の確立

受注者は、市民からの保守点検に係わる問い合わせや苦情等を受けた場合には、適切に対応するとともに速やかに調査職員に報告すること。

11 作業内容及び実施

- (1) 保守点検に先立ち、保守点検か所の配管図と現地を照合し、保守点検範囲や地域の特性等を確認しなければならない。

- (2) 保守点検か所の直流電源装置、管対地電位の状況を保守点検し、速やかに調査職員に報告しなければならない。また、異常を発見した場合は、その都度速やかに調査職員に報告しなければならない。
- (3) 保守点検項目及び保守点検内容は次のとおりとする。なお、直流電源装置点検の1回目と2回目の実施時期については、調査職員と協議するものとする。

保守点検項目	保守点検内容	数量
直流電源装置点検工	① 表示灯 ② 指示灯 ③ ヒューズ ④ 整流器(タップ調整等の出力調整を含む) ⑤ 器内配線 ⑥ 外箱状態 ⑦ 取付状況 ⑧ 電源配線 ⑨ 電柱状況 ⑩ 対象施設状況 ⑪ 地面鉄蓋状況 ⑫ 絶縁抵抗測定	33 台 2 回点検
管対地電位測定工 (10 分間)	① 電位測定 ② 接続端子状況 ③ 地面鉄蓋状況	221 点
管対地電位測定工 (3 分間)	① 電位測定 ② 接続端子状況 ③ 地面鉄蓋状況	15 点
電位不良箇所対策調査 (新八幡川橋添架管左岸)	① 管対地電位 24 時間測定 (1 点) ② 仮通電試験 ③ 土壌抵抗率測定 ④ Mg 陽極健全性調査 (8 本) ※報告書に今後の対策 (設置検討) を含め記載。	1 式

- (4) 仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- (5) 保守点検設備は、別表の保守点検か所一覧表のとおりとする。

1 2 作業日報

受注者は、作業終了後、速やかに作業日報を調査職員に提出すること。なお、作業日報の様式は、局が指定するものとする。

1 3 写真撮影

- (1) 写真撮影は、「水道工事共通仕様書（施工管理編）」の「2.工事記録写真撮影基準」を準用する。
- (2) 保守点検作業における撮影は、点検か所及び工種毎に撮影しなければならない。
なお、保守点検に使用する保守点検機器、安全管理状況及び保安施設についても撮影すること。

1 4 報告書の提出

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、各種保守点検結果を下記に挙げる成果物一覧表のとおり報告書にまとめ、委託業務実施報告書とともに提出しなければならない。
- (2) 報告書の表紙には、年度、委託業務名、受注者名、発注者名を記入し、目次を付したうえで製本しなければならない。なお、報告書の様式については調査職員の指示によるものとする。

成 果 物 一 覧 表

1	保守点検作業報告書	・・・A 4 版	
		作成部数・・・	全所管分 1 部
			各所管分 各 1 部
		電子データ・・・	電子媒体（CD-R） 1 枚
	(1)	保守点検概要	
	(2)	保守点検手順	
	(3)	保守点検作業結果	
	(4)	考察	
	(5)	保守点検か所一覧表	
	(6)	保守点検か所配管図	
	(7)	保守点検作業記録写真集	
2	その他、局が指示するもの		

1 5 検査

納入成果物及び委託業務の実施状況について、書類、記録及び写真により検査を行う。

1 6 委託期間

委託期間には、雨天、休日等を含むものとする。なお、休日等には、日曜日、祝祭日、年末年始休暇の他、保守点検期間内の全ての土曜日を含んでいる。

1 7 安全費

管対地電位測定か所で一般交通の影響を受けるか所では、作業時間中は、交通誘導警備員（交替要員無し）を配置すること。

なお、一般国道 2 号、一般国道 5 4 号および主要地方道広島三次線では、作業時間中は交通誘導警備員 A を 1 人以上配置すること。

1 8 適用基準

本業務の積算では、令和 8 年 6 月の単価を適用している。

保守点検か所一覧表

中部管理事務所（緊急貯水槽1か所は消防分で最後に記載）

点 検 か 所 (点 検 対 象 路 線 名)		点検か所内訳（か所）						履 行 場 所	
		直流電源装置点 検（台）	管対地電位測定		電極健全 性調査 (式)	電位不良 箇所対策 調査(式)			
			10分間 測定(点)	3分間 測定(点)					
1	舟入地区（軌道横断）	1	1	2				中区	舟入南四丁目5番
2	万代橋添架管			2				中区	加古町16番
3	舟入橋添架管			2				中区	吉島町6番 ～ 舟入川口町1番
4	天満川水管橋	1	1		9			中区	舟入南三丁目4番 ～ 西区 南観音八丁目9番
5	新こうへい橋添架管（右岸）			1				中区	白島北町1番
6	天満川大橋添架管			1				中区	江波西二丁目 ～ 西区 観音新町四丁目1番
7	出島～似島間海底管	1	1	2				南区	出島四丁目 ～ 似島町字長浜1008番
8	黄金山φ800配水管			2				南区	丹那新町2番 ～ 丹那新町7番
9	丹那水管橋			2				南区	丹那町18番 ～ 丹那町31番
10	仁保φ300配水管			1				南区	仁保四丁目5番
11	向洋沖橋添架管			2				南区	向洋沖町1番 ～ 月見町2244番
12	仁保～向洋間海底管	1	1	2				南区	仁保四丁目7番 ～ 向洋沖町1番
13	鶴見橋添架管			2				南区	比治山本町19番 ～ 中区 鶴見町15番
14	宇品橋添架管			2				南区	宇品西二丁目6番 ～ 中区 南千田西町11番
15	南配水管（φ800）	2	2	11				南区	大須賀町19番 ～ 南蟹屋一丁目12番(旧仁保送水管)
16	基町～大手町間（サッカースタジアム前）	1	1	2				中区	基町15番
17	基町～大手町間（原爆ドーム前）	1	1	2				中区	基町5番～大手町一丁目2番
計	(17か所) (点検工数計)	8	8	38	9	0	0		

東部管理事務所（緊急貯水槽1か所は消防分で最後に記載）

点 検 か 所 (点 検 対 象 路 線 名)		点検か所内訳（か所）						履 行 場 所	
		直流電源装置点 検（台）		管対地電位測定		電極健全 性調査 (式)	電位不良 箇所対策 調査(式)		
				10分間 測定(点)	3分間 測定(点)				
		1回目	2回目						
1	桜橋水管橋			2				東区	牛田南一丁目3番 ～ 牛田本町二丁目10番
2	新こうへい橋添架管（左岸）			1				東区	牛田本町六丁目3番
3	新月見橋添架管	1	1	1				安芸区	船越南一丁目6番
4	小浦陸橋添架管			2				安芸区	瀬野一丁目23番 ～ 瀬野三丁目8番
5	中野φ300配水管（軌道横断）			2				安芸区	中野二丁目9番 ～ 中野一丁目7番
6	坂IC地下道添架部	1	1	2				安芸郡	坂町横浜東一丁目1番 ～ 坂西一丁目7番
7	恵美須橋添架管			2				安芸郡	坂町坂東二丁目1番 ～ 坂西一丁目2番
8	坂町～金輪島間海底管			2				安芸郡	坂町鯛尾二丁目7番 ～ 南区 宇品町金輪島
9	東配水管（φ800）	1	1	5				東区	牛田新町一丁目8番 ～ 二葉の里二丁目7番(旧仁保送水管)
計	(9か所) (点検工数計)	3	3	19	0	0	0		

西部管理事務所

点 検 か 所 (点 検 対 象 路 線 名)		点検か所内訳 (か所)						履 行 場 所	
		直流電源装置点 検 (台)		管対地電位測定		電極健全 性調査 (式)	電位不良 箇所対策 調査(式)		
				10分間 測定(点)	3分間 測定(点)				
		1回目	2回目						
1	三滝地区送水管			2				西区	三滝本町一丁目10番 ～ 三滝本町一丁目14番
2	己斐地区配水管	3	3	9				西区	己斐東一丁目9番 ～ 己斐本町二丁目1番
3	己斐地区(高地区)配水管	1	1	5				西区	己斐上一丁目13番 ～ 己斐上二丁目23番
4	山田地区配水管			4				西区	田方二丁目30番 ～ 田方二丁目24番
5	西部開発(井口高校前軌道横断)			4				西区	井口二丁目7番 ～ 井口明神三丁目17番
6	西部開発(御幸川第1号橋)			2				西区	庚午南二丁目41番 ～ 草津新町一丁目21番
7	新八幡川橋添架管			1			1	西区	商工センター七丁目7番 ～ 佐伯区 藤垂園地先
8	太田川水管橋	1	1	2	6			西区	南観音町五丁目4番 ～ 庚午中一丁目2番
9	蟹原第2踏切	1	1	2				佐伯区	五日市駅前一丁目8番 ～ 藤垂園1番
10	宮島街道横断部(藤垂園交差点)			2				佐伯区	藤垂園1番 ～ 藤垂園2番
11	廿日市大橋添架管			2				佐伯区	五日市港四丁目3番 ～ 五日市港三丁目
12	湯蓋踏切	1	1	2				佐伯区	海老山町2番 ～ 海老山町3番
計	(点検工数計) (12か所) (58工数)	7	7	37	6	0	1		

北部管理事務所 (緊急貯水槽1か所は消防分で最後に記載)

点 検 か 所 (点 検 対 象 路 線 名)				点検か所内訳 (か所)				履 行 場 所			
				直流電源装置点 検 (台)		管対地電位測定				電極健全 性調査 (式)	電位不良 箇所対策 調査(式)
						10分間 測定(点)	3分間 測定(点)				
1	吉ノ口橋添架管			2				安佐南区	川内二丁目8番 ～ 緑井五丁目21番		
2	緑井～川内間φ900配水管			1				安佐南区	川内二丁目8番 ～ 川内五丁目32番		
3	大原下橋水管橋			2				安佐南区	伴東四丁目14番 ～ 伴東七丁目36番		
4	寺組橋添架管			2				安佐南区	伴中央四丁目8番 ～ 伴中央六丁目2番		
5	宮ヶ瀬橋水管橋			2				安佐南区	大塚西一丁目23番		
6	大町橋添架管	1	1	2				安佐南区	大町東四丁目7番 ～ 大町東三丁目26番		
7	神田橋添架管			2				安佐南区	中筋四丁目15番 ～ 古市一丁目1番		
8	中河原橋添架管	1	1	2				安佐南区	上安二丁目8番 ～ 高取南一丁目3番		
9	葵之荘橋添架管			2				安佐南区	長楽寺一丁目72番 ～ 長楽寺一丁目67番		
10	三篠川水管橋			2				安佐北区	深川一丁目17番 ～ 深川二丁目33番		
11	根谷川橋添架管			2				安佐北区	深川二丁目23番 ～ 可部南一丁目8番		
12	高瀬大橋添架管	2	2	3				安佐北区	落合二丁目49番 ～ 安佐南区 八木二丁目2番		
13	高陽φ600配水管			7				安佐北区	落合二丁目49番 ～ 落合二丁目37番		
14	中島用水路水管橋	1	1	2				安佐北区	可部南五丁目11番 ～ 可部南五丁目15番		
15	新川橋添架管			2				安佐北区	可部東一丁目1番 ～ 可部南二丁目1番		
16	新玖村橋添架管			2				安佐北区	落合三丁目19番 ～ 落合二丁目36番		
17	上原橋添架管			2				安佐北区	可部東二丁目1番 ～ 可部二丁目35番		
18	新横川橋添架管			2				安佐北区	三入一丁目26番 ～ 可部八丁目7番		
計	(点検工数計) (18か所 (51工数))	5	5	41	0	0	0				

牛田浄水場

点 検 か 所 (点 検 対 象 路 線 名)		点検か所内訳 (か所)						履 行 場 所	
		直流電源装置点 検 (台)		管対地電位測定		電極健全 性調査 (式)	電位不良 箇所対策 調査(式)		
				10分間 測定(点)	3分間 測定(点)				
1	牛田浄水場黄金山送水管 (φ800)	1	1	1				東区	牛田新町一丁目8番 (旧仁保送水管)
2	黄金山ポンプ所揚水管 (φ800)			4				南区	仁保新町一丁目4番 ～ 東本浦町9番 (旧仁保送水管)
3	山田揚水管	1	1	12				西区	田方二丁目鬼ヶ城山 ～ 佐伯区 美鈴が丘東一丁目8番
4	己斐高地区揚水管	1	1	7				西区	己斐東一丁目9番 ～ 己斐東二丁目32番
計	(4か所) (点検工数計)	3	3	24	0	0	0		

緑井浄水場

点 検 か 所 (点 検 対 象 路 線 名)		点検か所内訳 (か所)						履 行 場 所	
		直流電源装置点 検 (台)		管対地電位測定		電極健全 性調査 (式)	電位不良 箇所対策 調査(式)		
				10分間 測定(点)	3分間 測定(点)				
		1回目	2回目						
1	八木導水管	1	1	3				安佐南区	八木五丁目26番 ～ 八木二丁目6番
2	可部線道場前踏切			2				安佐南区	緑井五丁目7番 ～ 緑井七丁目8番
3	八木導水管（緑井浄水場付近）	1	1	3				安佐南区	緑井町
4	西部送水管	2	2	27				安佐南区	緑井町 ～ 大町東三丁目1番 大町東一丁目1番 ～ 大町東一丁目15番 祇園七丁目30番 ～ 祇園六丁目20番
5	西山本地区送水管	1	1	7				安佐南区	山本一丁目9番 ～ 山本五丁目31番 祇園三丁目23番
6	中畑橋添架管			2				安佐南区	伴東二丁目8番
計	(6か所) (点検工数計)	5	5	44	0	0	0		

高陽浄水場

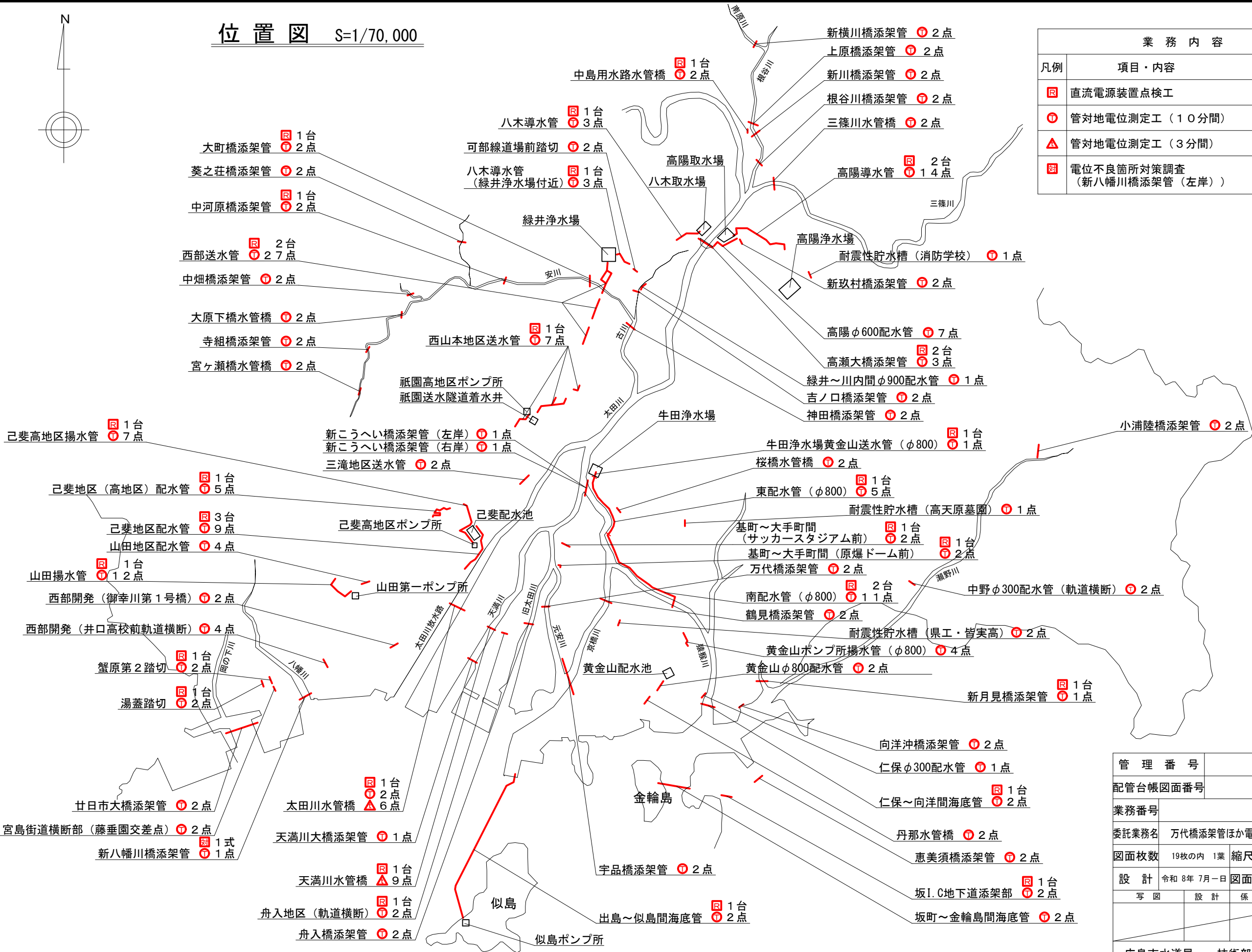
点 検 か 所 (点 検 対 象 路 線 名)		点検か所内訳 (か所)						履 行 場 所	
		直流電源装置点 検 (台)		管対地電位測定		電極健全 性調査 (式)	電位不良 箇所対策 調査(式)		
				10分間 測定(点)	3分間 測定(点)				
1	高陽導水管	2	1	14				安佐北区	落合二丁目45番 ～ 落合南七丁目2番
計	(1か所) (点検工数計)	2	1	14	0	0	0		

緊急貯水槽

点 検 か 所 (点 検 対 象 施 設 名)		点検か所内訳 (か所)						履 行 場 所	
		直流電源装置点 検 (台)		管対地電位測定		電極健全 性調査 (式)	電位不良 箇所対策 調査(式)		
				10分間 測定(点)	3分間 測定(点)				
		1回目	2回目						
1	耐震性貯水槽 (県工・皆実高)			2				南区	出汐二丁目4番
2	耐震性貯水槽 (高天原墓園)			1				東区	矢賀町
3	耐震性貯水槽 (消防学校)			1				安佐北区	倉掛二丁目33番
計	(3か所) (点検工数計)	0	0	4	0	0	0		

総 計			点検か所内訳（か所）						
			直流電源装置点 検（台）		管対地電位測定		電極健全 性調査 （式）	電位不良 箇所対策 調査（式）	
					10分間 測定（点）	3分間 測定（点）			
計	（点検か所数） （点検回数）	（70か所） （302工数）	33	32	221	15	0	1	

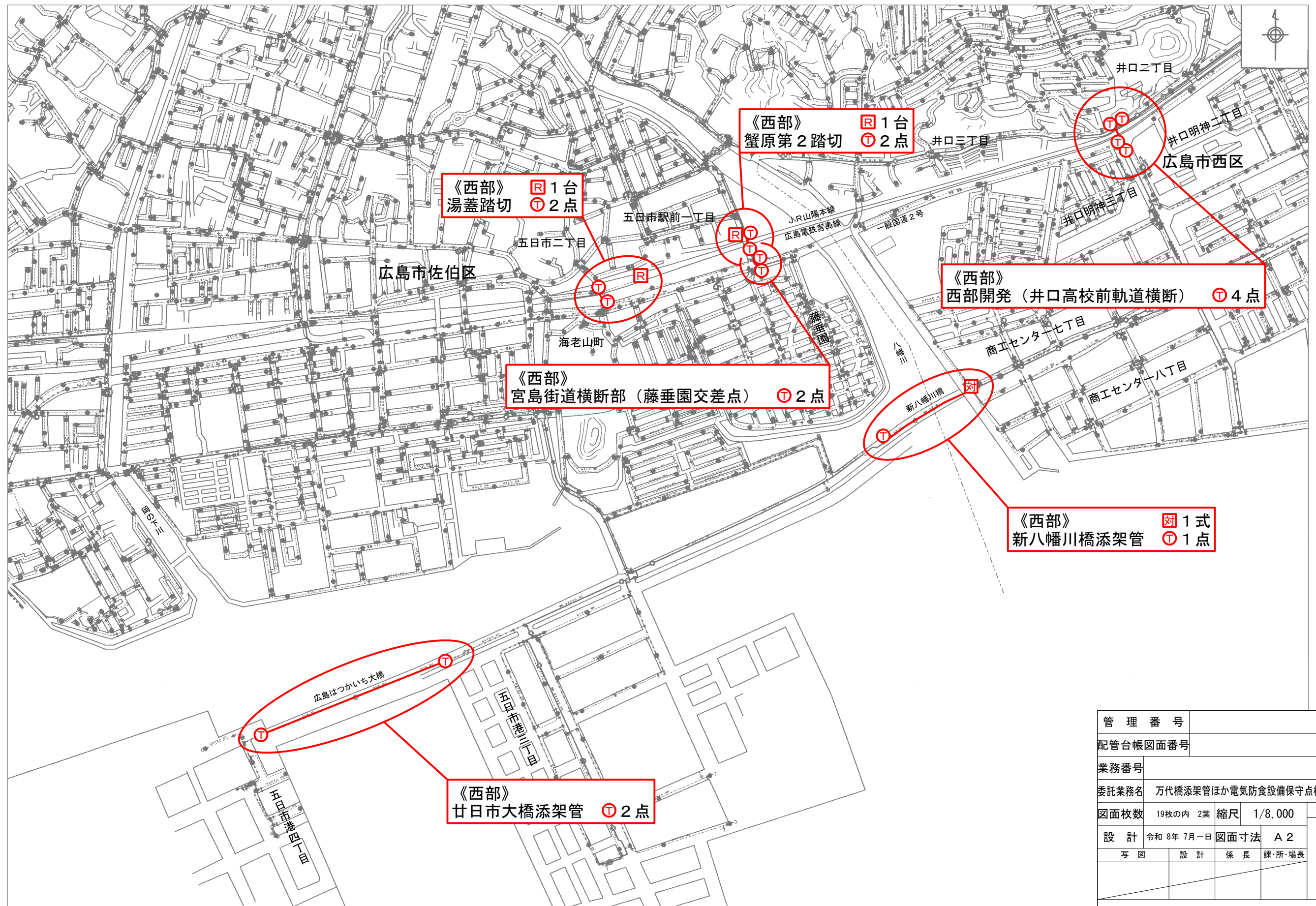
位置図 S=1/70,000



業務内容			
凡例	項目・内容	数量	備考
Ⓡ	直流電源装置点検工	33台	2回点検
①	管対地電位測定工（10分間）	221点	
⚠	管対地電位測定工（3分間）	15点	
測	電位不良箇所対策調査（新八幡川橋添架管（左岸））	1式	

管 理 番 号			
配管台帳図面番号			
業務番号			
委託業務名		万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務	
図面枚数		19枚の内 1葉	縮尺 1/70,000
設 計		令和 8年 7月 - 日	図面寸法 A 2
写 図		設 計	係 長 課・所・場長
広島市水道局		技術部	中部管理事務所

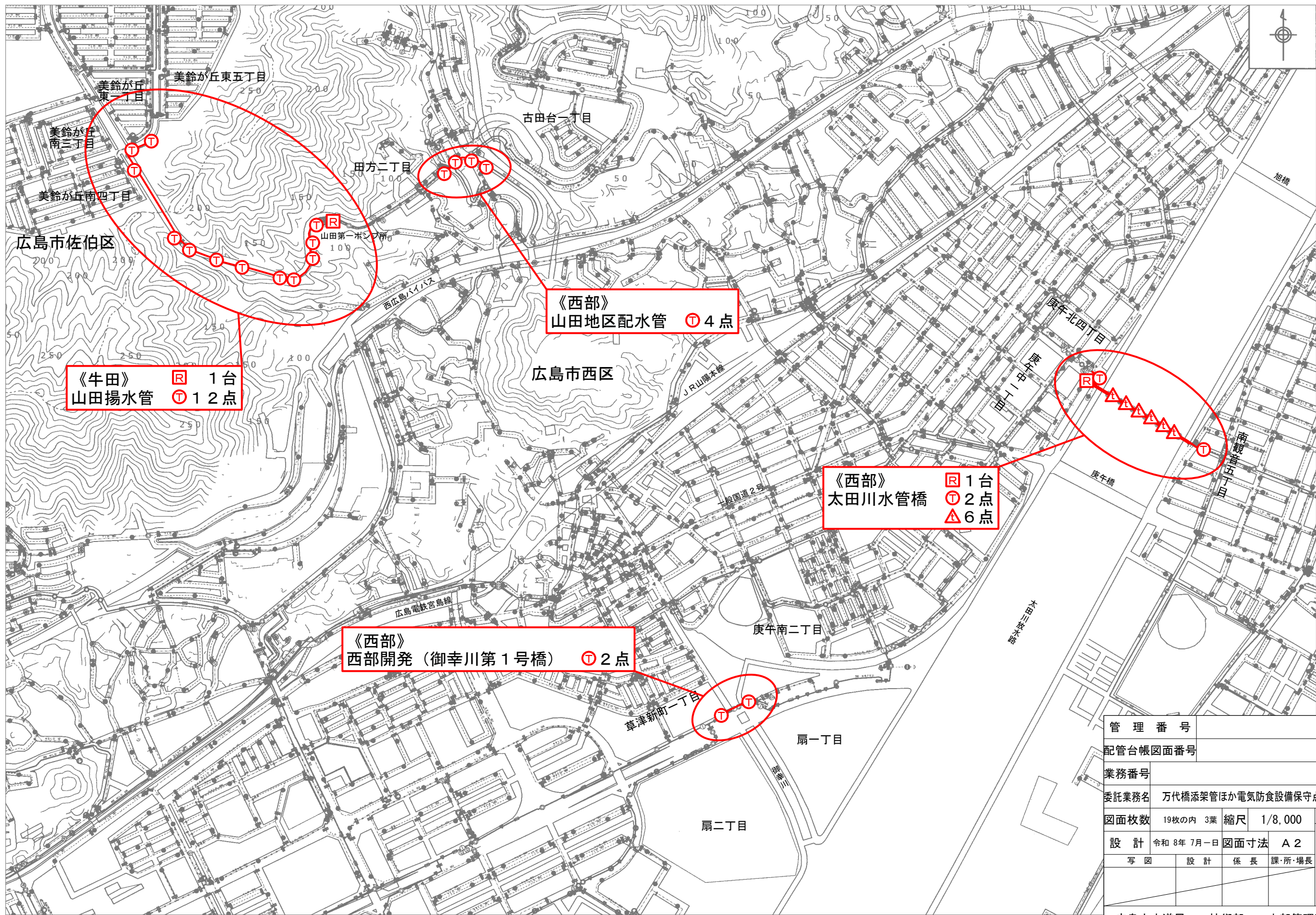
平面図(1) S=1/8,000



管 理 番 号	
配管台帳図面番号	
業務番号	
委託業務名	万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務
図面枚数	19枚の内 2葉
縮尺	1/8,000
設 計	令和 8年 7月-1日
図面寸法	A 2
写 図	設 計
係 長	課・所・場長
広島市水道局	技術部 中部管理事務所

摘 要
平
面
図
(1)

平面図(2) S=1/8,000



管 理 番 号			
配管台帳図面番号			
業務番号			
委託業務名		万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務	
図面枚数	19枚の内 3葉	縮尺	1/8,000
設 計	令和 8年 7月-日	図面寸法	A 2
写 図	設 計	係 長	課・所・場長
広島市水道局		技術部	中部管理事務所

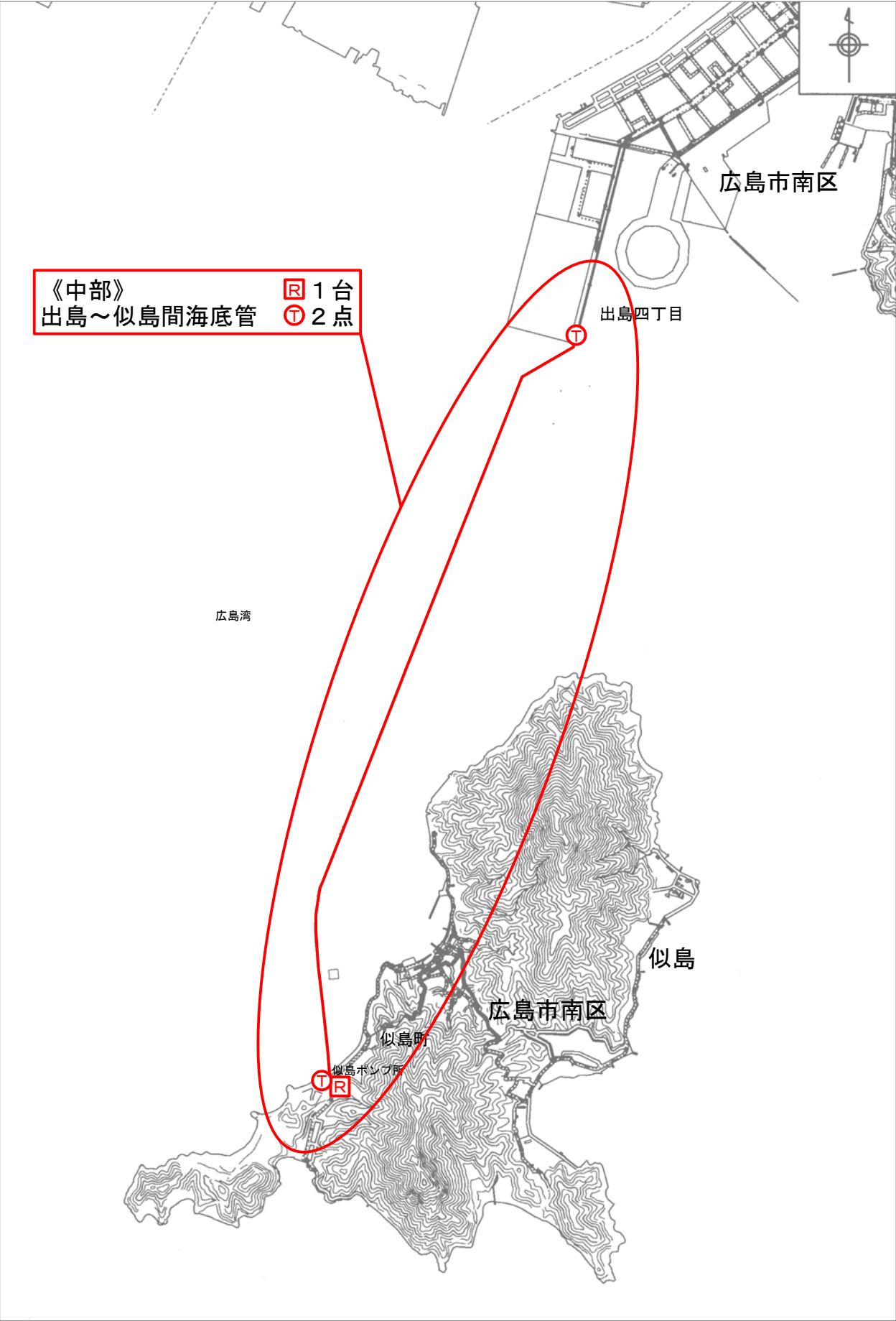
平面図(3) S=1/10,000



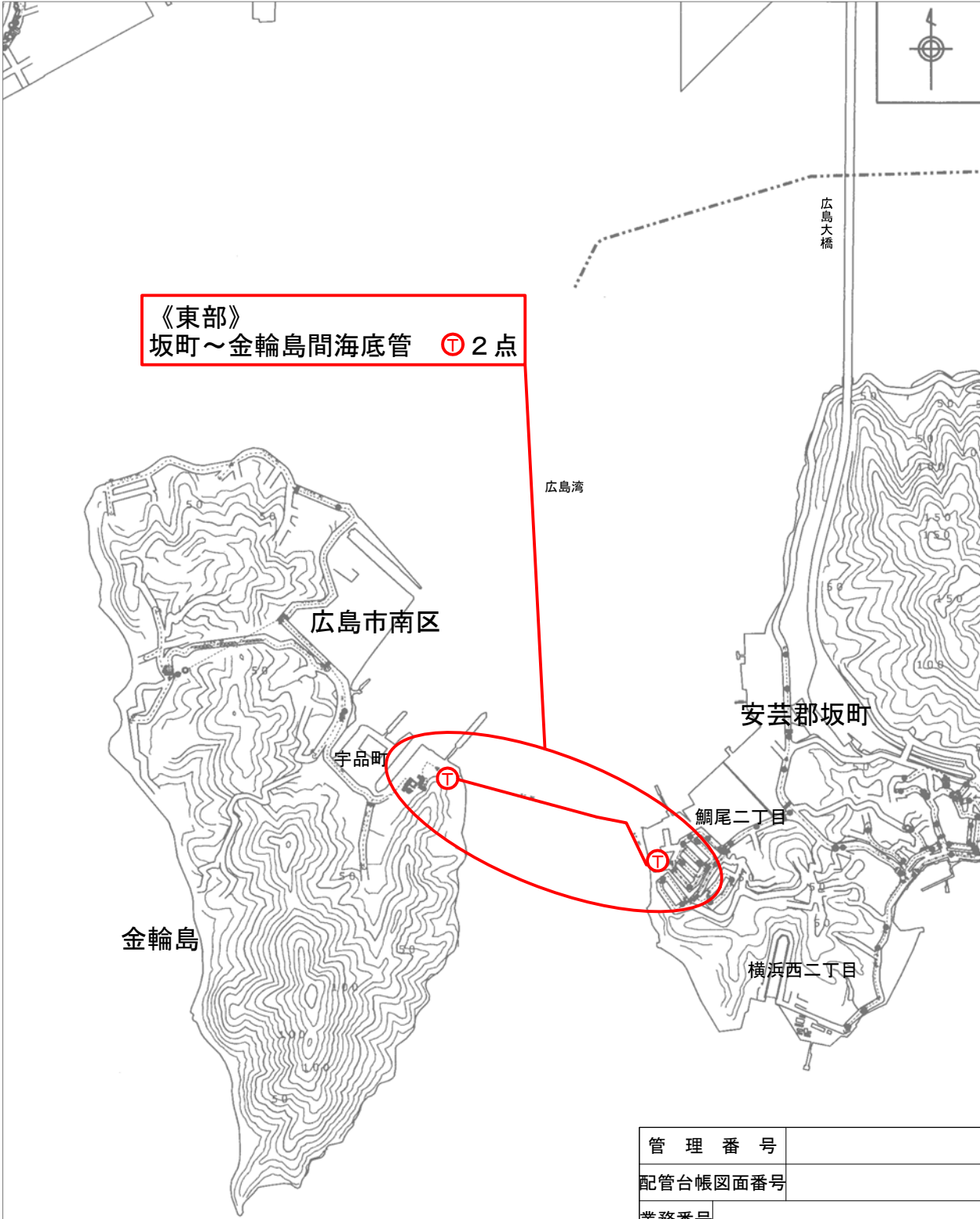
管 理 番 号		配管台帳図面番号	
業務番号		委託業務名 万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務	
図面枚数	19枚の内 4葉	縮尺	1/10,000
設 計	令和 8年 7月-日	図面寸法	A 2
写 図	設 計	係 長	課・所・場長
広島市水道局		技術部	中部管理事務所

摘 要
平
面
図
(3)

平面図(4) S=1/20,000

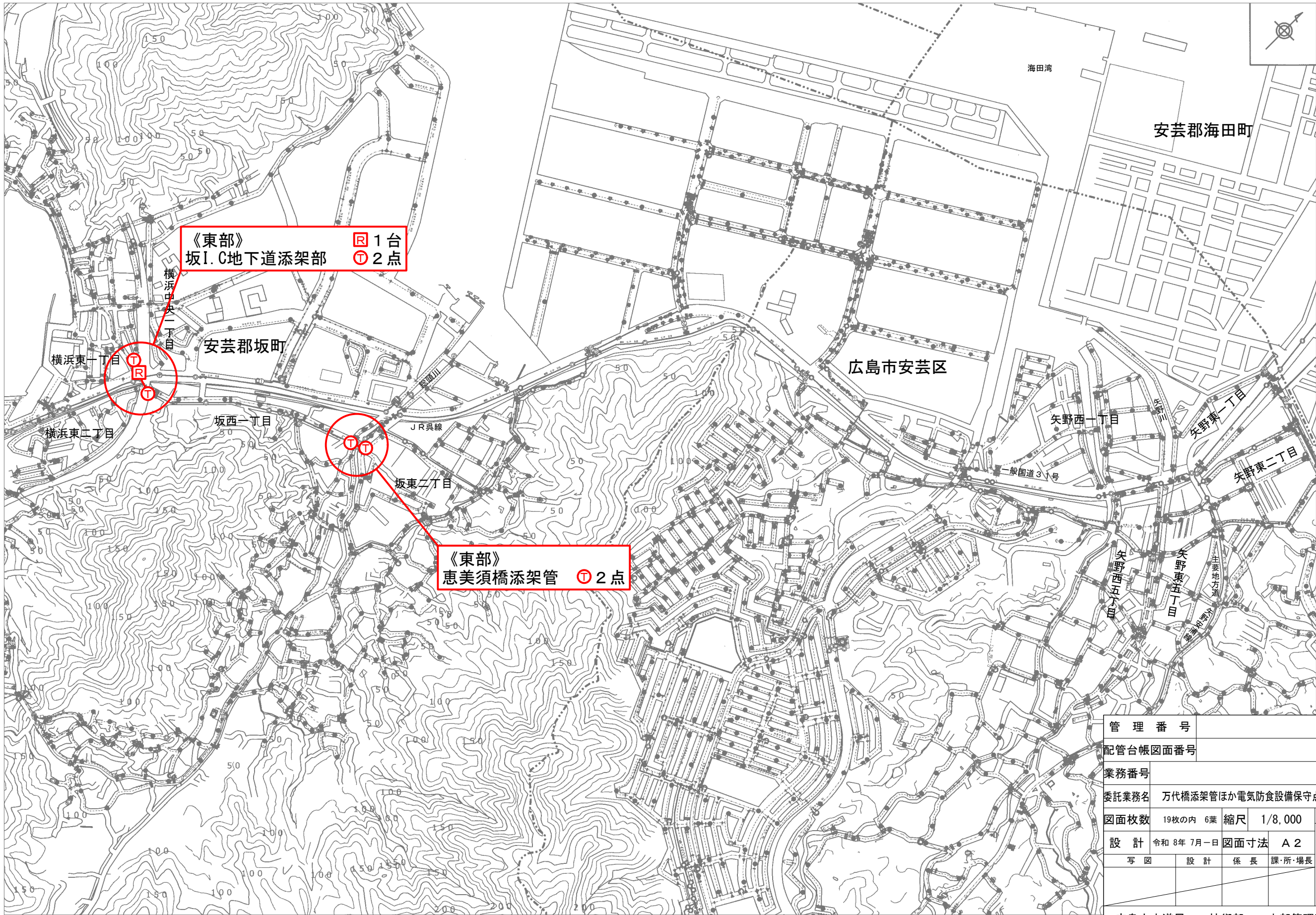


平面図(5) S=1/10,000



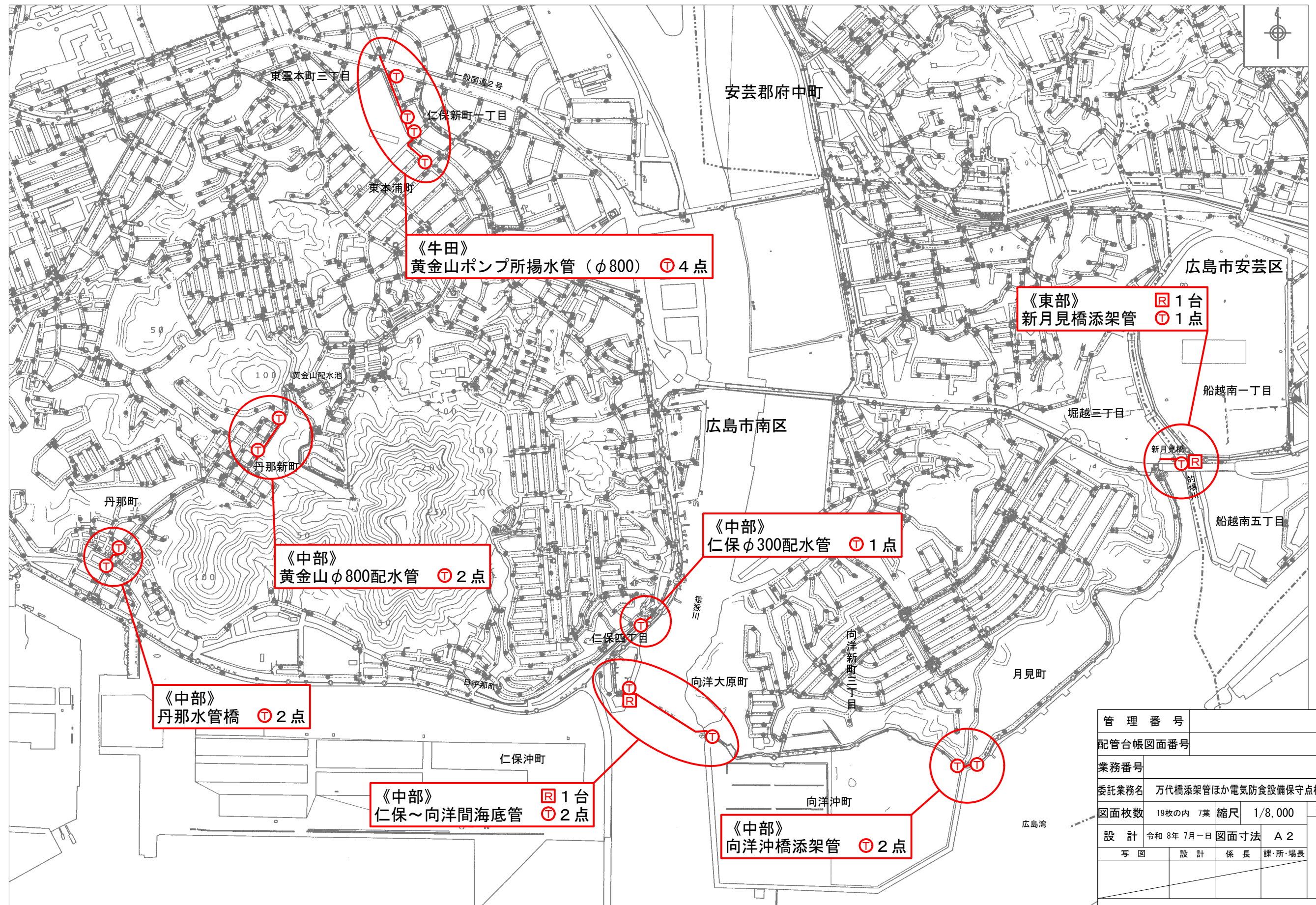
管 理 番 号					
配管台帳図面番号					
業務番号					
委託業務名	万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務				
図面枚数	19枚の内 5葉	縮尺	図示	摘 要	
設 計	令和 8年 7月一日	図面寸法	A 2	平 面 図 (5)	平 面 図 (4)
写 図	設 計	係 長	課・所・場長		
広島市水道局		技術部	中部管理事務所		

平面図(6) S=1/8,000



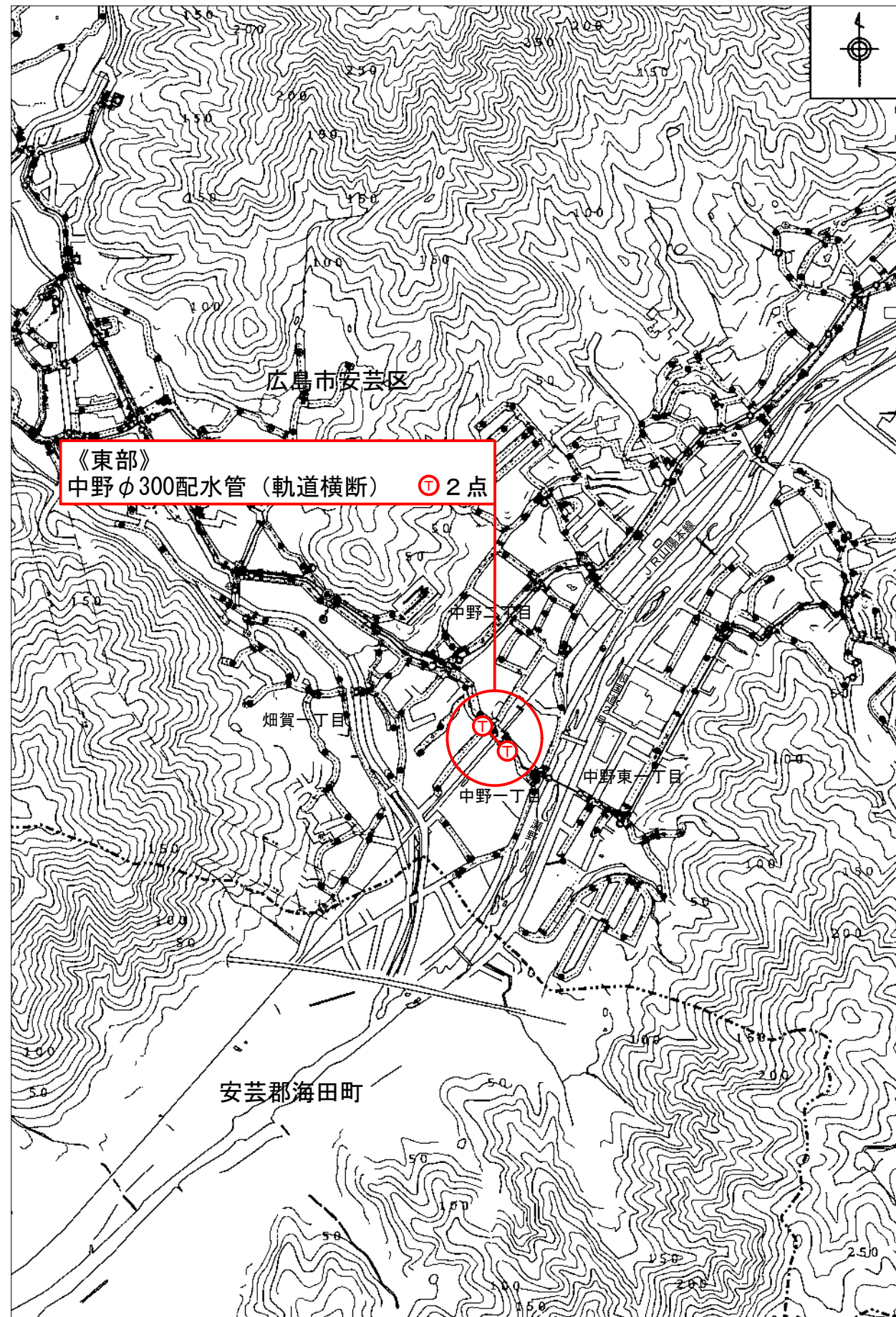
管 理 番 号					
配管台帳図面番号					
業務番号					
委託業務名		万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務			
図面枚数		19枚の内 6葉		縮尺 1/8,000	
設 計		令和 8年 7月-日		図面寸法 A 2	
写 図		設 計		係 長 課・所・場長	

平面図(7) S=1/8,000

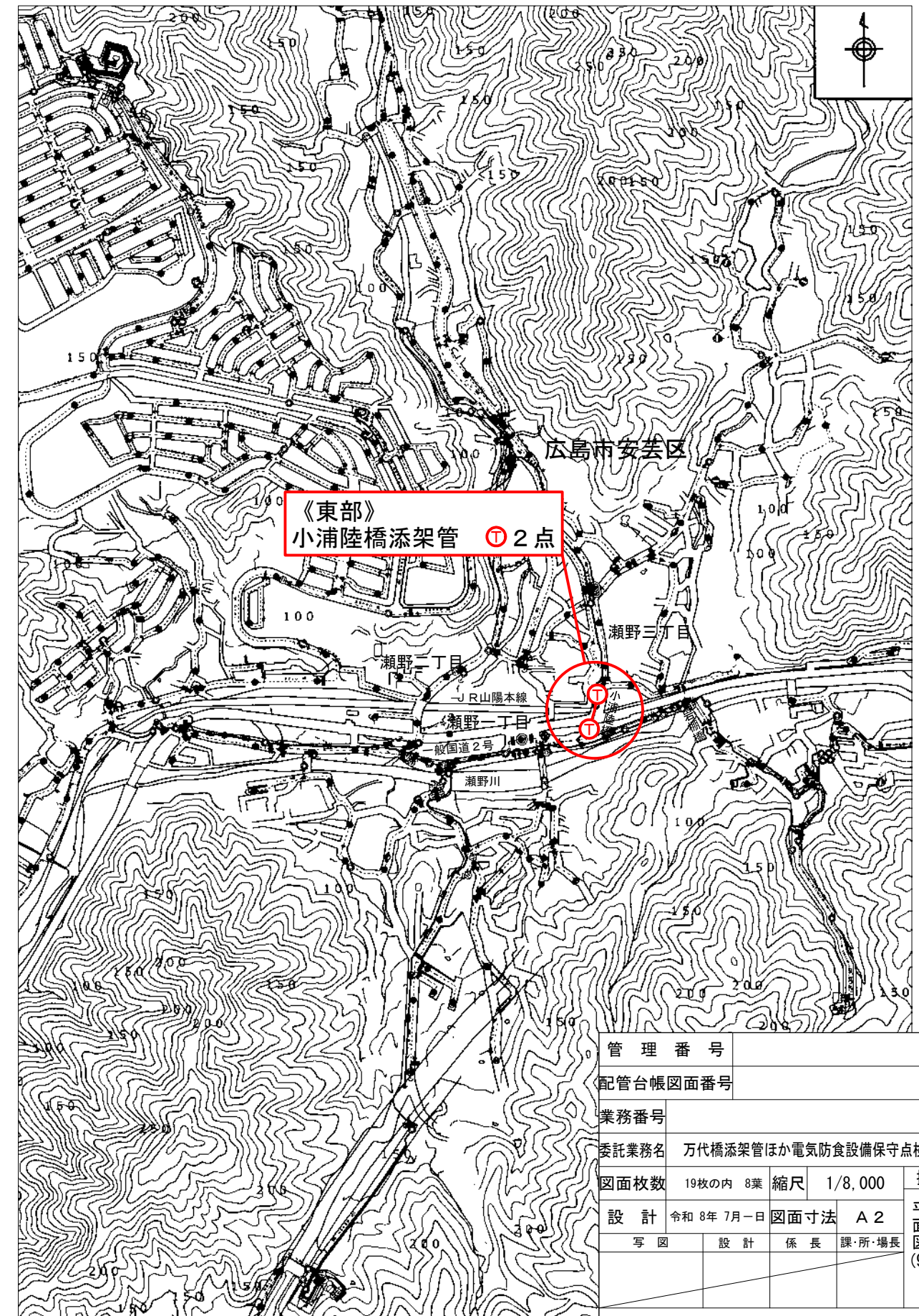


管 理 番 号	
配管台帳図面番号	
業務番号	
委託業務名	万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務
図面枚数	19枚の内 7 葉
縮尺	1/8,000
設 計	令和 8 年 7 月 - 日
図面寸法	A 2
写 図	設 計
係 長	課・所・場長
摘 要	平 面 図 (7)
広島市水道局	技術部 中部管理事務所

平面図(8) S=1/8,000

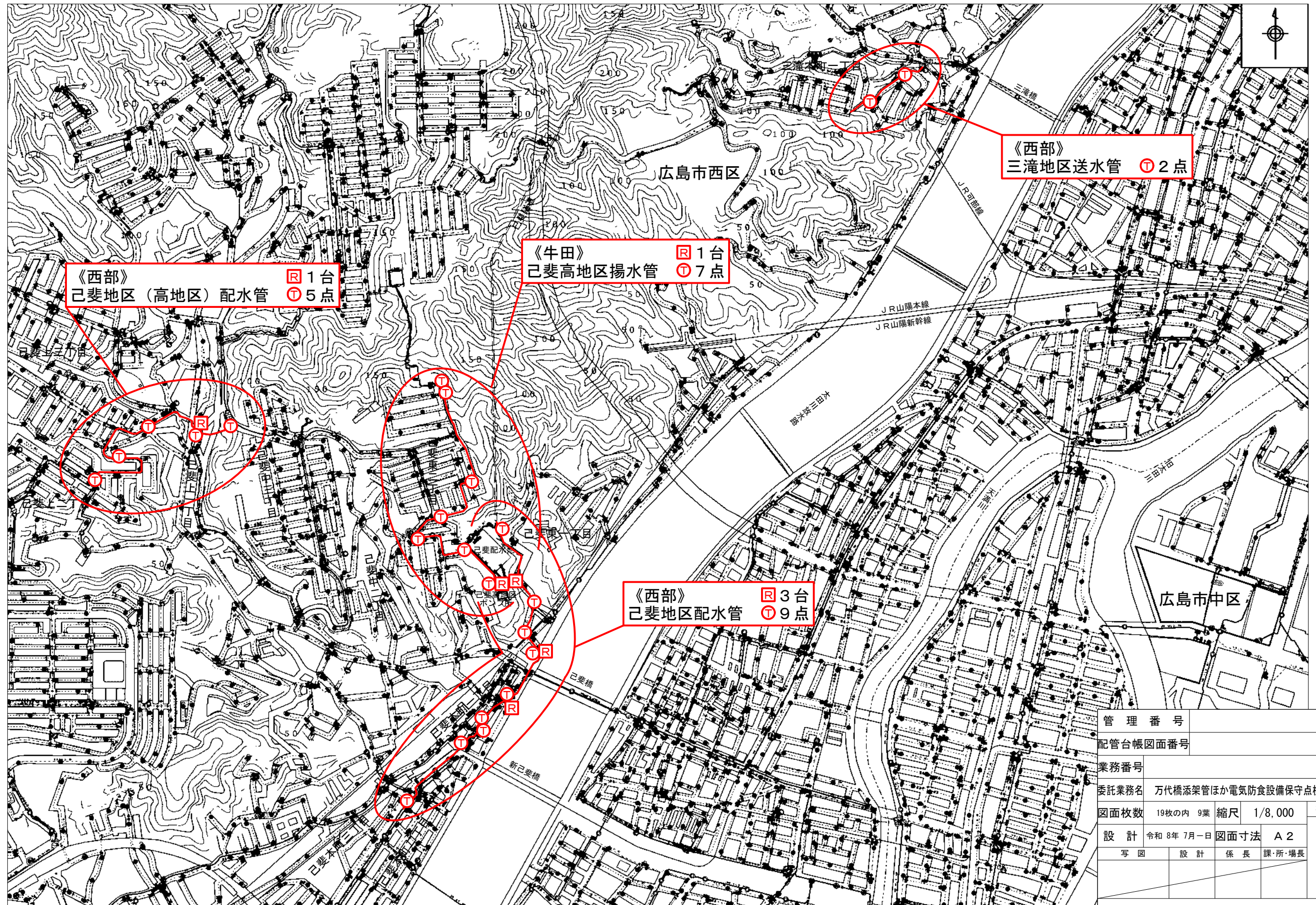


平面図(9) S=1/8,000



管理番号	
配管台帳図面番号	
業務番号	
委託業務名	万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務
図面枚数	19枚の内 8葉
縮尺	1/8,000
摘要	
設計	令和 8年 7月一日
図面寸法	A 2
写図	設計
係長	課・所・場長
広島市水道局	技術部
中部管理事務所	

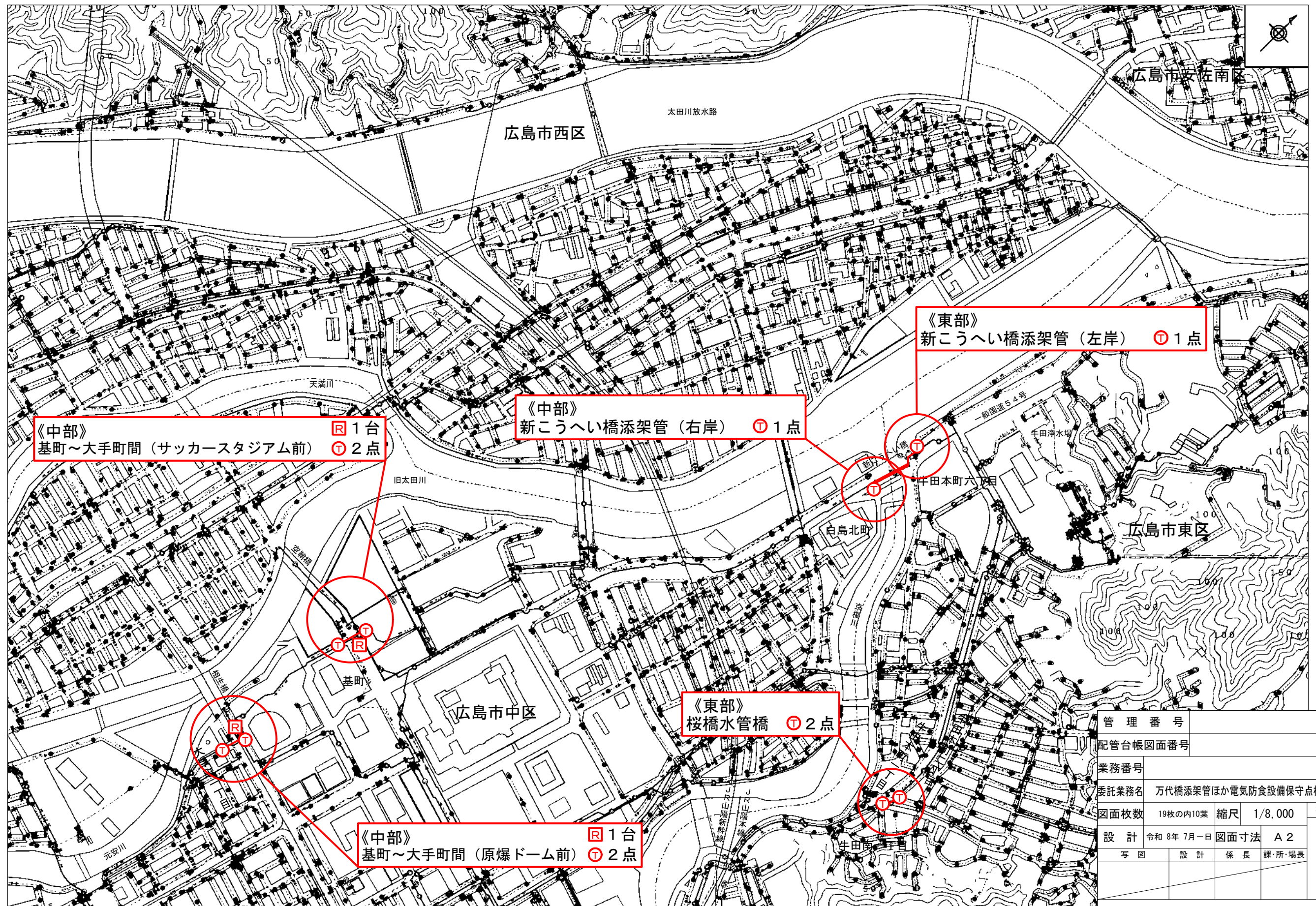
平面図(10) S=1/8,000



管理番号		配管台帳図面番号	
業務番号		委託業務名 万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務	
図面枚数	19枚の内 9葉	縮尺	1/8,000
設計	令和 8年 7月-日	図面寸法	A 2
写 図	設 計	係 長	課・所・場長
広島市水道局		技術部	中部管理事務所

摘要
平面図
(10)

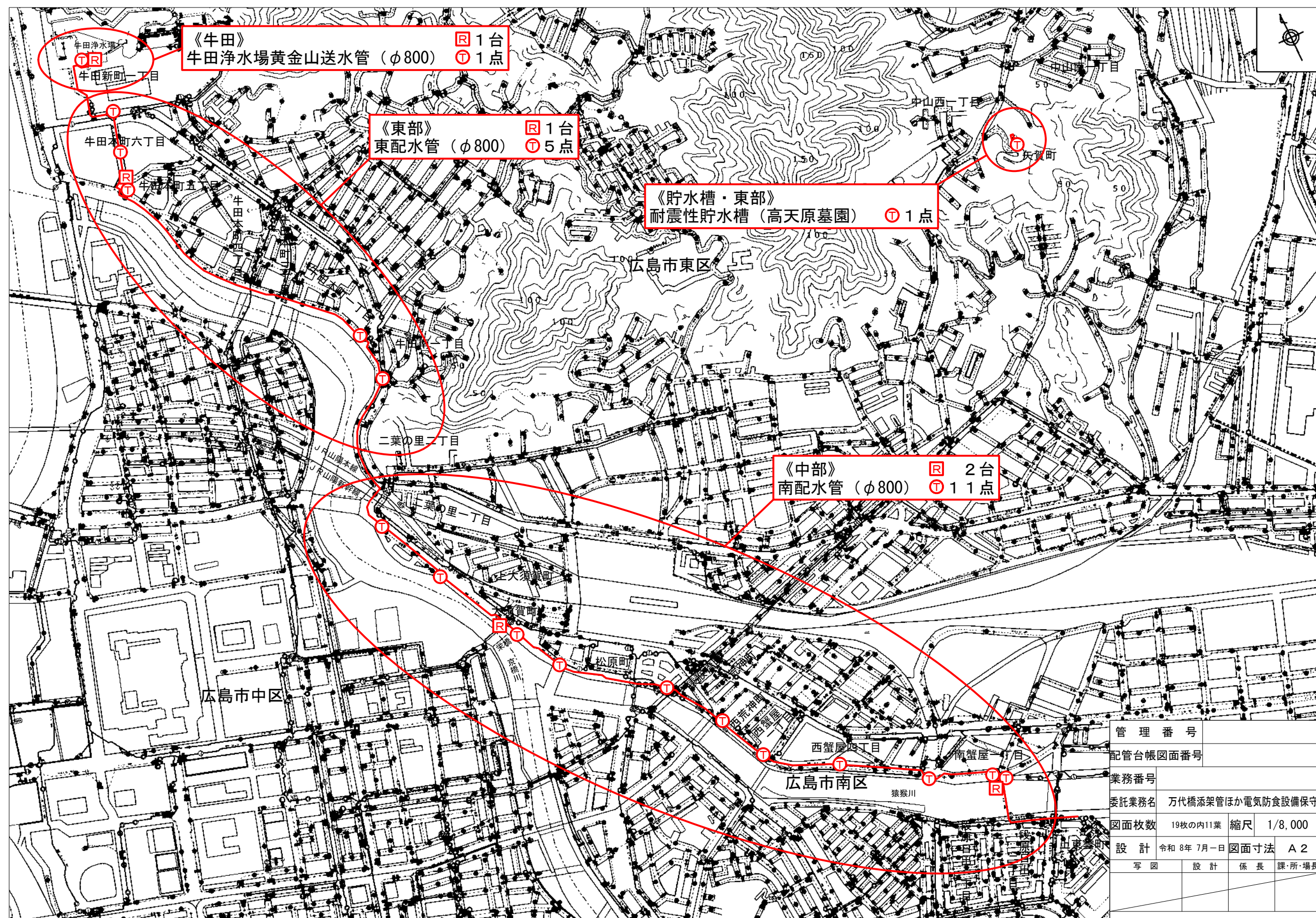
平面図(11) S=1/8,000



管理番号		配管台帳図面番号	
業務番号		委託業務名 万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務	
図面枚数	19枚の内10葉	縮尺	1/8,000
設計	令和8年7月一日	図面寸法	A2
写図	設計	係長	課・所・場長
広島市水道局		技術部	中部管理事務所

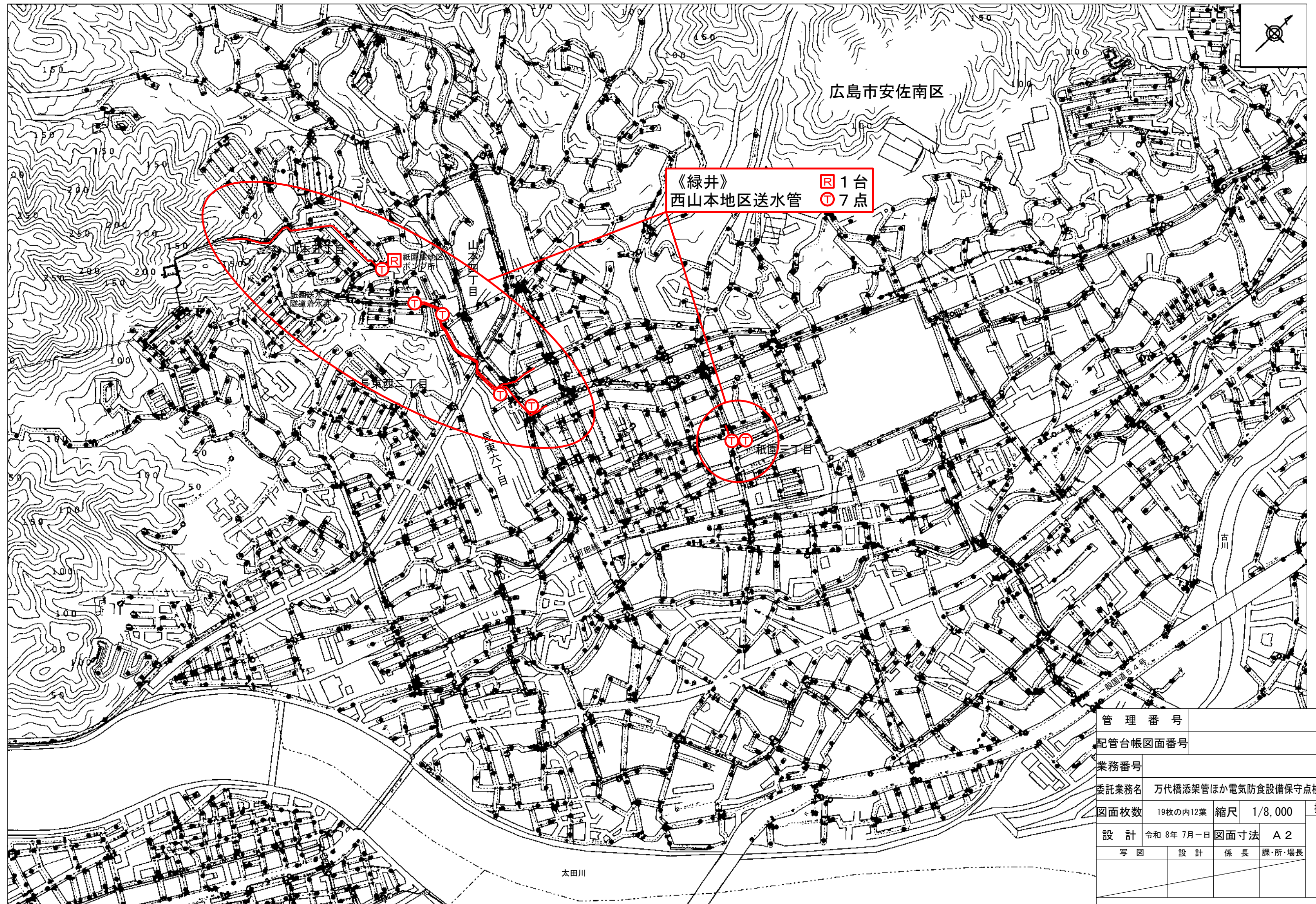
摘要
平面図
(11)

平面図 (12) S=1/8, 000



管 理 番 号			
配管台帳図面番号			
業務番号			
委託業務名		万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務	
図面枚数	19枚の内11葉	縮尺	1/8,000
設 計	令和 8年 7月一日	図面寸法	A 2
写 図	設 計	係 長	課・所・場長
広島市水道局		技術部	中部管理事務所

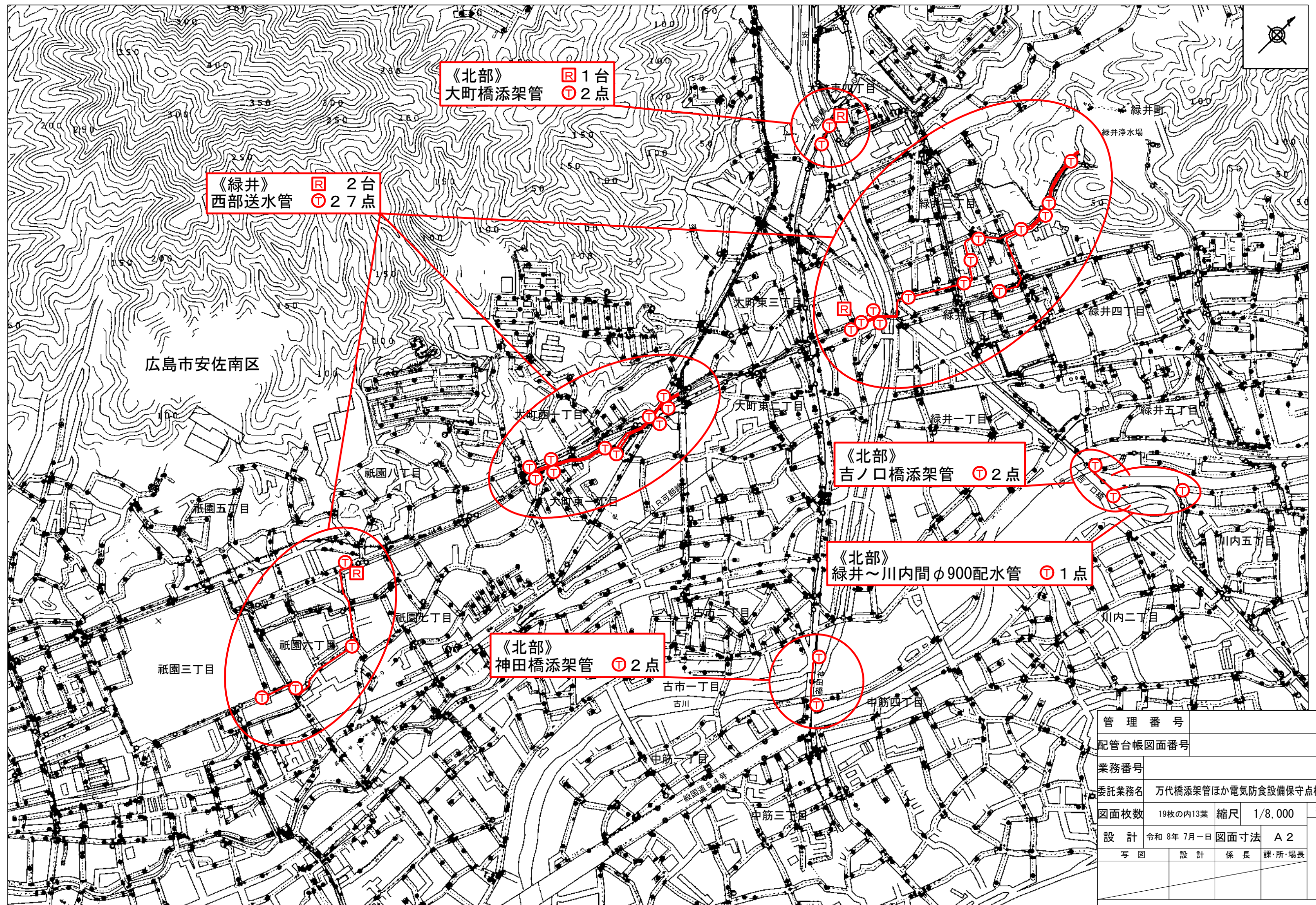
平面図(13) S=1/8,000



管理番号	
配管台帳図面番号	
業務番号	
委託業務名	万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務
図面枚数	19枚の内12葉
縮尺	1/8,000
図面寸法	A2
設計	令和8年7月一日
写図	設計係長課所・場長
広島市水道局	技術部 中部管理事務所

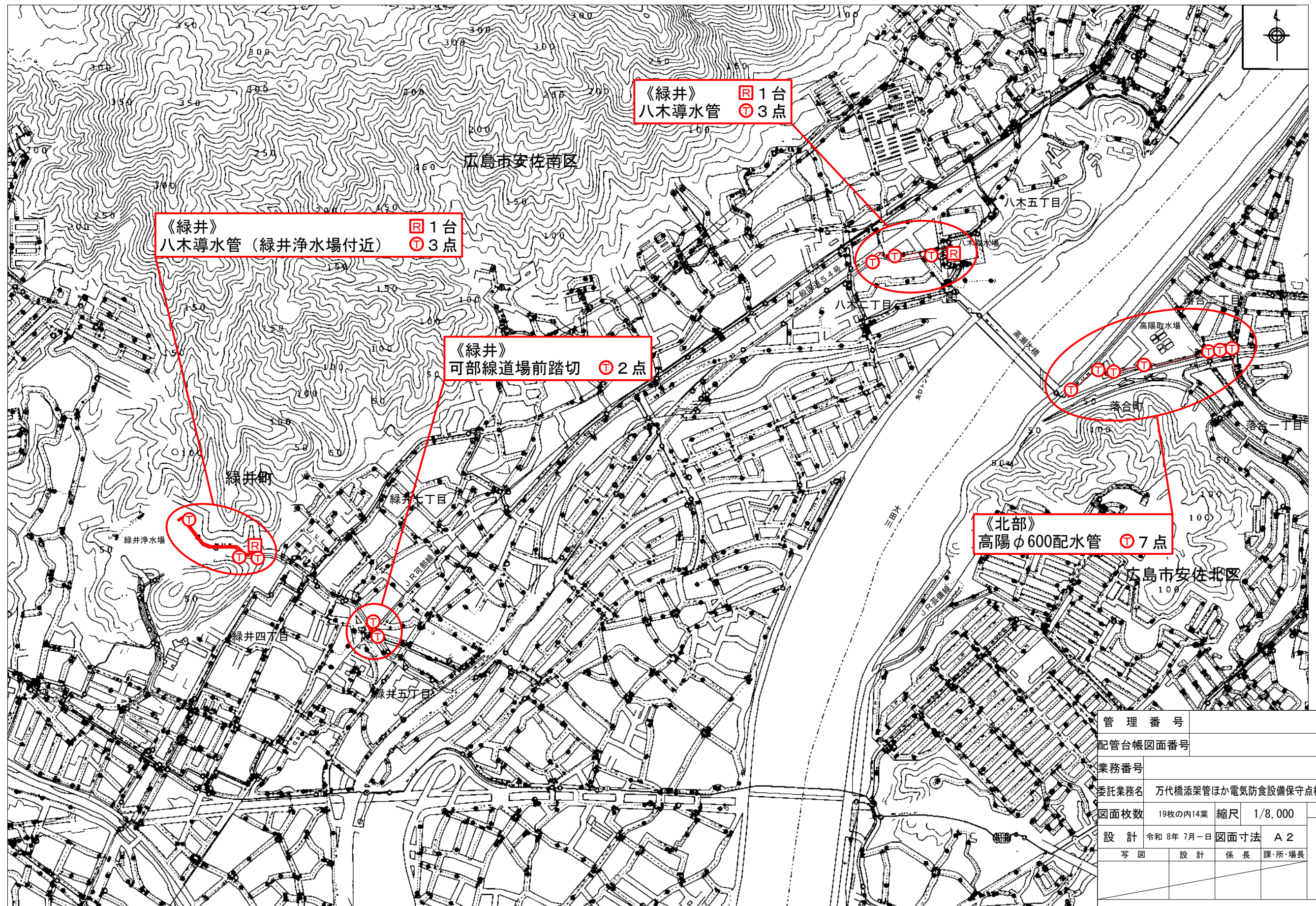
摘要
平面図
(13)

平面図(14) S=1/8,000



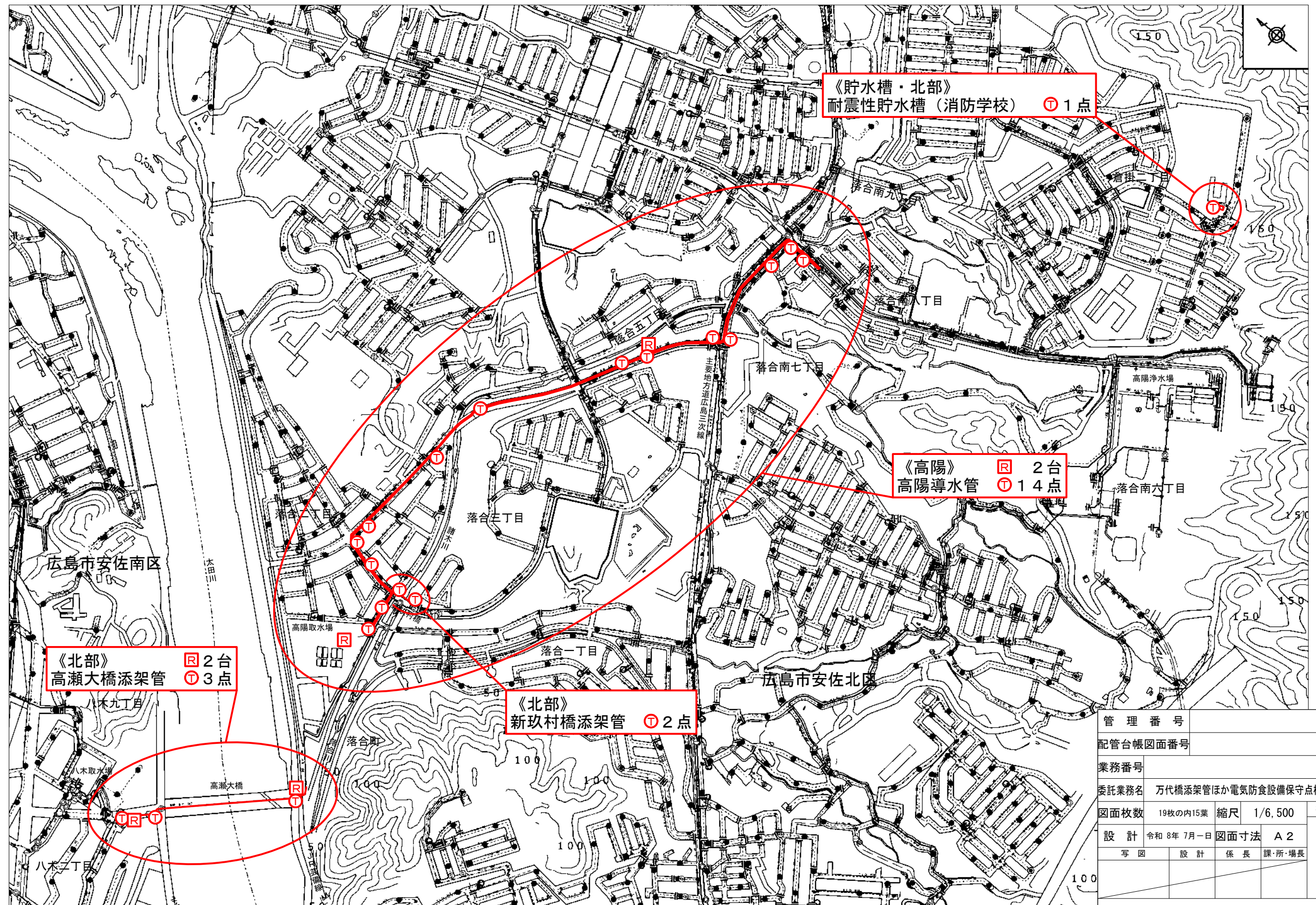
管理番号	
配管台帳図面番号	
業務番号	
委託業務名	万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務
図面枚数	19枚の内13葉
縮尺	1/8,000
設計	令和8年7月一日
図面寸法	A2
写図	設計
係長	課所・場長
広島市水道局	技術部
中部管理事務所	

平面図(15) S=1/8,000



管理番号	
配管台帳図面番号	
業務番号	
委託業務名	万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務
図面枚数	19枚の内14葉
縮尺	1/8,000
摘要	平面図(15)
設計	令和8年7月一日
図面寸法	A2
写図	設計
係長	課・所・場長
広島市水道局	技術部
中部管理事務所	

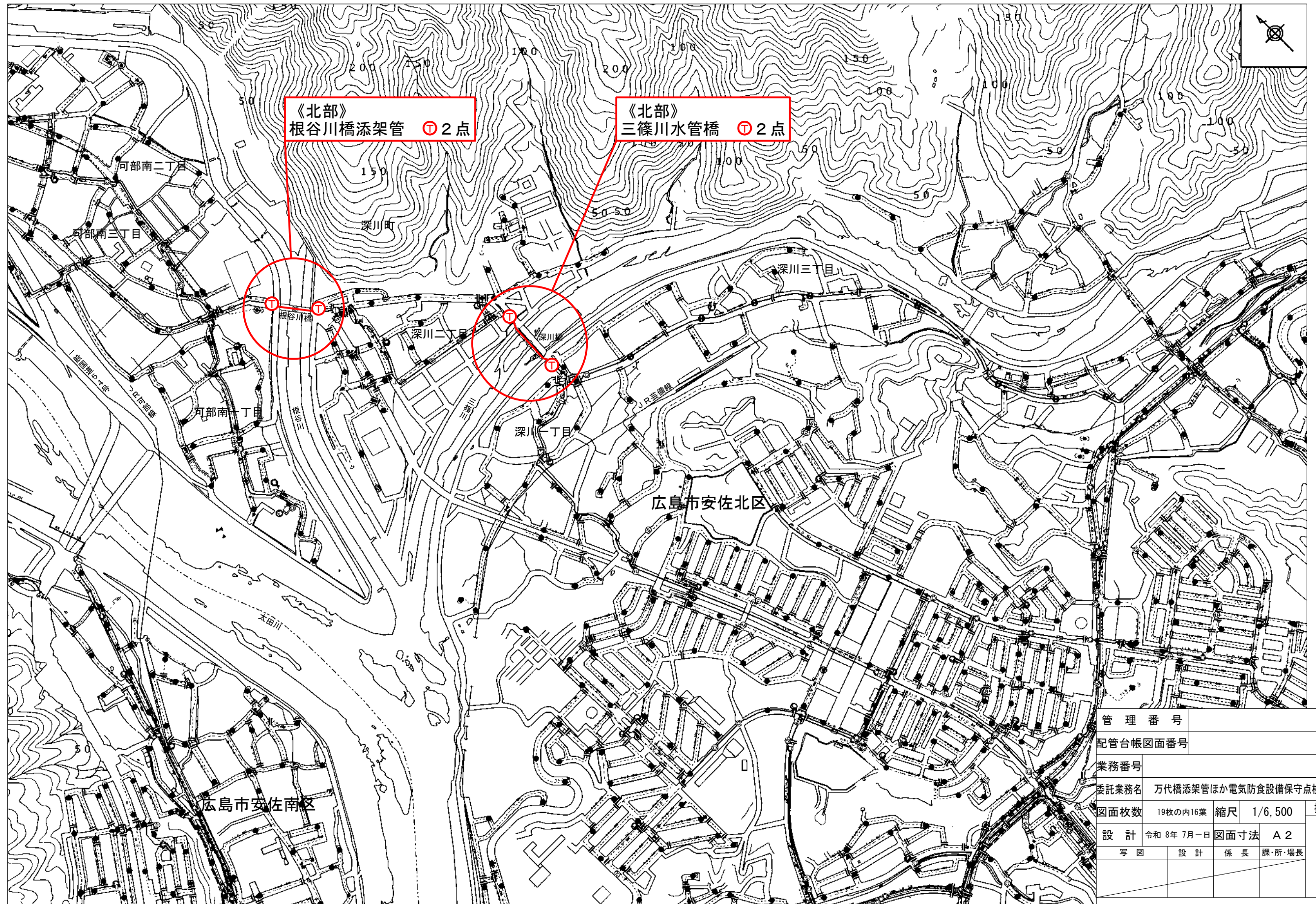
平面図(16) S=1/6,500



管理番号		配管台帳図面番号	
業務番号		委託業務名 万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務	
図面枚数	19枚の内15葉	縮尺	1/6,500
設計	令和8年7月一日	図面寸法	A2
写図	設計	係長	課・所・場長
広島市水道局		技術部	中部管理事務所

摘要
平面図
(16)

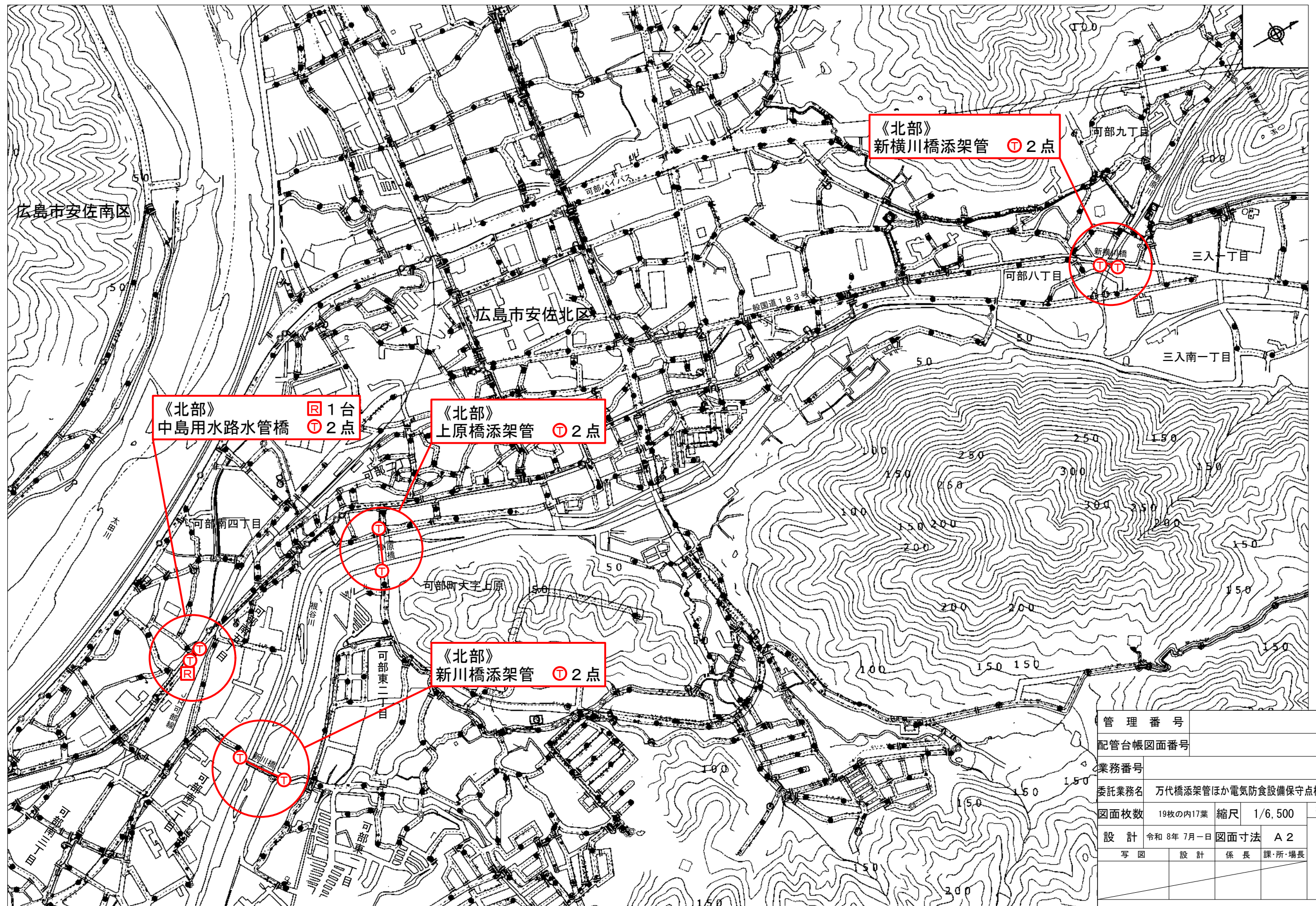
平面図(17) S=1/6,500



管理番号	
配管台帳図面番号	
業務番号	
委託業務名	万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務
図面枚数	19枚の内16葉
縮尺	1/6,500
図面寸法	A2
設計	令和8年7月一日
写図	設計係長課所・場長
広島市水道局	技術部 中部管理事務所

摘要
平面図
(17)

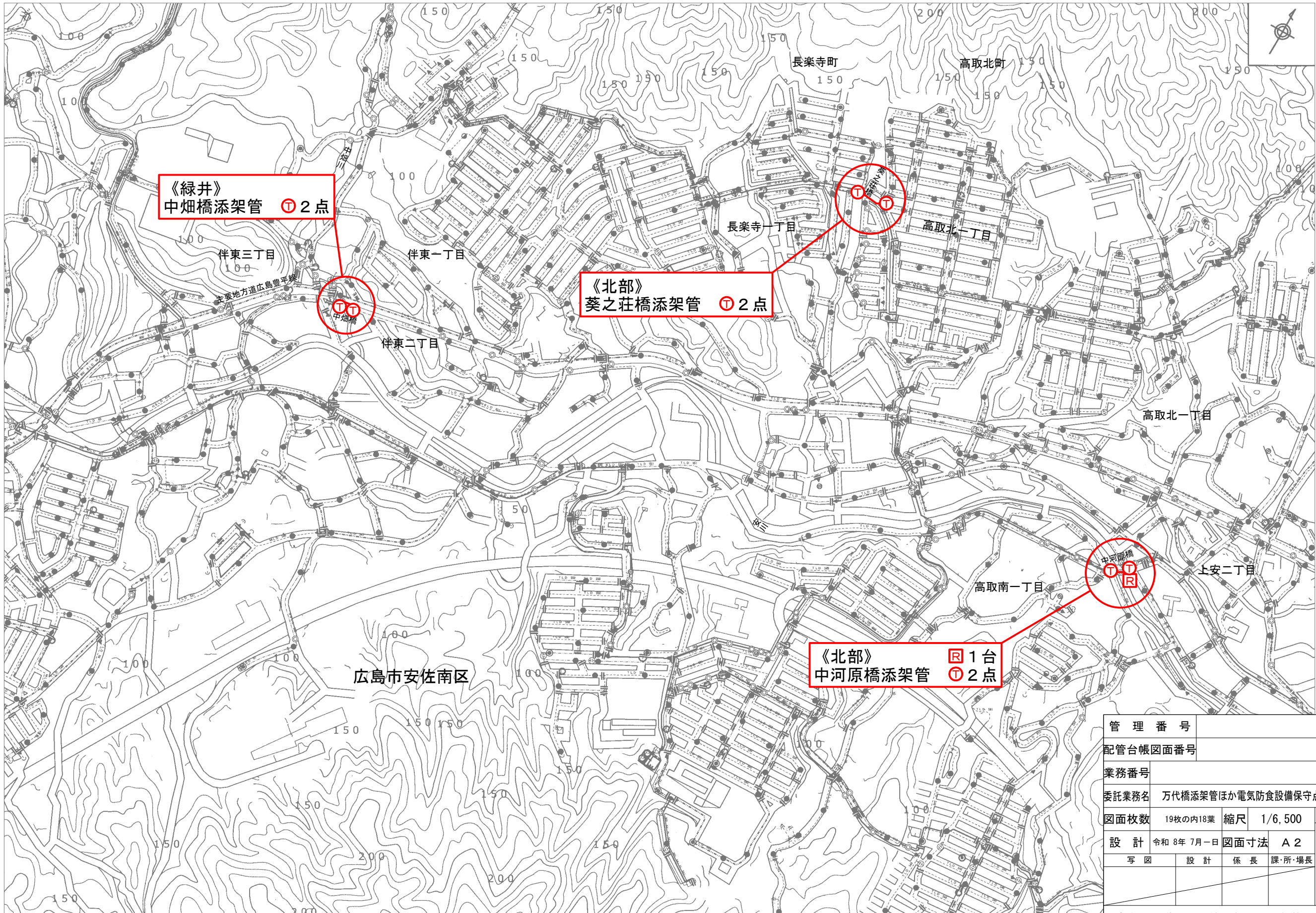
平面図(18) S=1/6,500



管理番号	
配管台帳図面番号	
業務番号	
委託業務名	万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務
図面枚数	19枚の内17葉
縮尺	1/6,500
図面寸法	A2
設計	令和8年7月一日
写図	設計係長課所・場長
広島市水道局	技術部 中部管理事務所

摘要
平面図
(18)

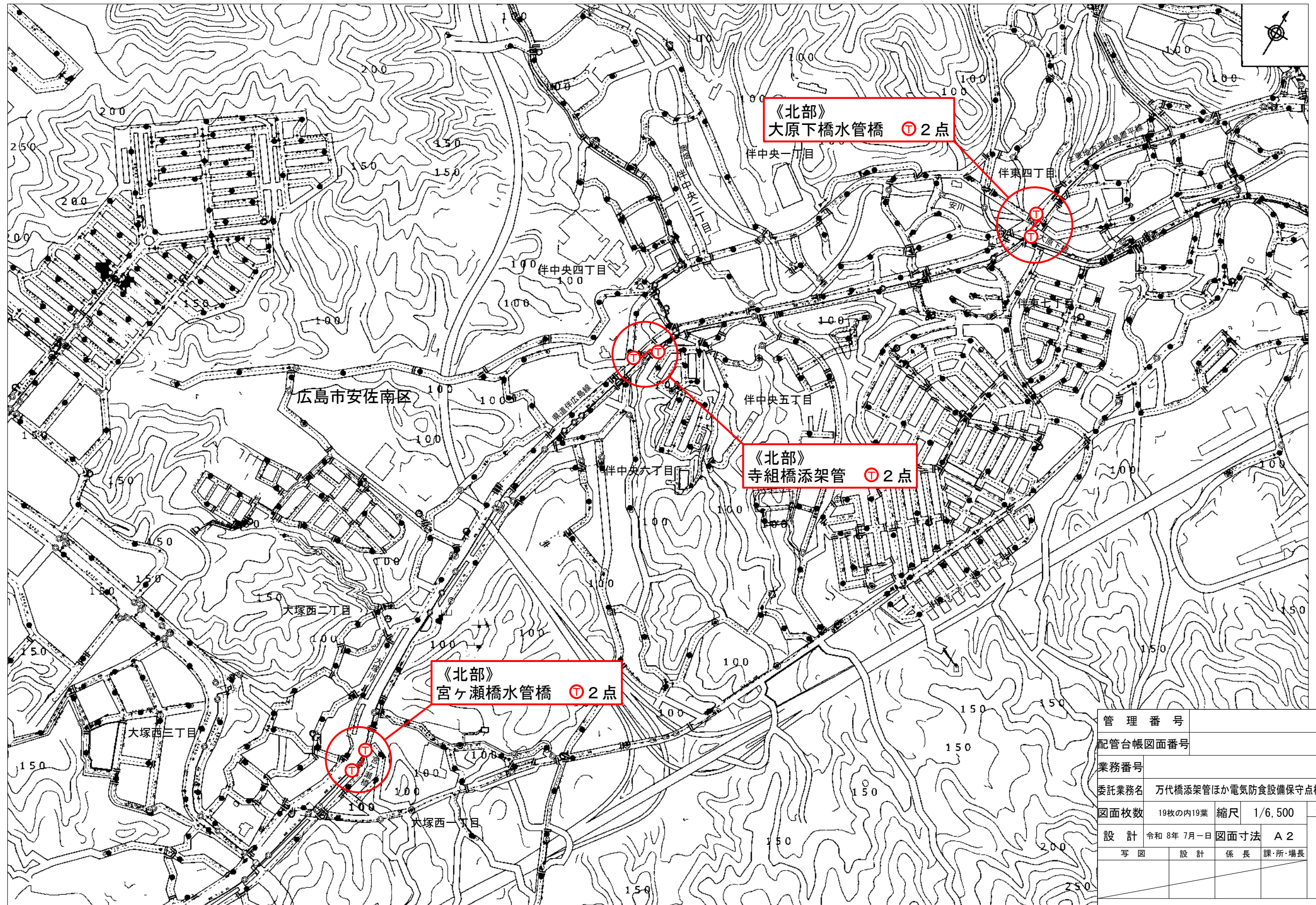
平面図(19) S=1/6,500



管 理 番 号			
配管台帳図面番号			
業務番号			
委託業務名		万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務	
図面枚数	19枚の内18葉	縮尺	1/6,500
設 計	令和 8年 7月-日	図面寸法	A 2
写 図	設 計	係 長	課・所・場長
広島市水道局		技術部	中部管理事務所

摘 要
平
面
図
(19)

平面図(20) S=1/6,500



管理番号	
配管台帳図面番号	
業務番号	
委託業務名	万代橋添架管ほか電気防食設備保守点検業務
図面枚数	19枚の内19葉
縮尺	1/6,500
図面寸法	A2
設計	令和8年7月一日
写図	設計係長課所・場長
広島市水道局	技術部 中部管理事務所

摘要
平面図
(20)